日本医療ソーシャルワーカー協会・機関誌『医療と福祉』査読員規程

1. 日本医療ソーシャルワーカー協会は、機関誌『医療と福祉』の投稿論文を審査するために、『医療と福祉』編集委員会の下に査読員を置く。
2. 査読員は、日本医療ソーシャルワーカー協会の発展に寄与する社会的および学術的活動の一環として指名されるものである。本規程は、『医療と福祉』に投稿された論文の質の向上、公正かつ迅速な査読プロセスの確保を目的とし、査読員の要件、役割、責任について定める。
3. 査読員は、原則として以下のすべての要件を満たす日本医療ソーシャルワーカー協会正会員の中から、『医療と福祉』編集委員会の推薦に基づき、理事会に報告する。
 (1) 修士以上の学位を有することが望ましい。ただし、臨床経験・研究経験を有する場合はこの限りではない。
 (2) 依頼年度の前年から遡って 5 年間に『医療と福祉』、または国内外の専門誌に査読付き論文の執筆経験があることが望ましいが、学会発表・研究会報告、実践報告などの経験をもって代えることができる。
 (3) メール対応ができるオンライン環境を有し、Word や PDF 等一般的ファイル形式での査読業務遂行が可能であること。
 (4) 任期を通じて、査読員の役割と責任の遂行に意欲があること。
4. 査読員の任期は事業年度の 1 年間とする。ただし、任期途中の指名の場合は当該月の 1 日から任期満了日までとし、査読中の論文がある場合は審査終了まで任期を延長できる。再任は妨げない。
5. 査読員の報酬は無償とする
6. 会長は、『医療と福祉』編集委員会の推薦に基づき、臨時査読員を指名することができる。
7. 査読員は、原則として任期中に最大 2 編まで査読を担当する。ただし、査読員が（1）内容によって適切な査読が困難である、（2）公正な査読をするために適任ではない、（3）期限内に査読を終了することができない、と判断する場合には辞退することができる。なお、投稿や査読状況によっては、例外的に 3 編以上の査読を依頼する可能性はあるが、その際には査読員の意向に沿う。
8. 査読を依頼する投稿論文は、保健医療分野における社会福祉全般である。ただし、『医療と福祉』編集委員会では、可能な限り査読員の専門分野に応じ、査読依頼論文を選定するように努める。
9. 査読員は、『医療と福祉』査読指針に従って審査を行い、指定された期限までに『医療と福祉』編集委員会に査読報告書を提出する。『医療と福祉』編集委員会は査読報告書を尊重のうえ採否を審議する。尚、審議結果は、編集方針、特集企画との整合性、誌面構成等を総合的に考慮し、最終的な採否は査読結果と異なる場合がある。
10. 査読員は、査読中および査読終了後も論文内容を第三者に漏らしてはならない。
11. 査読員は、査読過程で知り得た情報を自己の利益のために利用してはならない。
12. 査読員に選任されている期間中であっても『医療と福祉』への投稿は妨げられない。
13. 『医療と福祉』編集委員会は、査読の質の維持・向上に努め、査読指針を定期的に見直す。
14. 本規程に定めのない事項については、『医療と福祉』編集委員会で検討し、判断する。
15. 本規程の変更は、『医療と福祉』編集委員会で検討し、理事会の議決を経なければならない。

附則 1. この規程は、2025 年 9 月 6 日から施行する。

2. この規程は、2026 年 9 月 12 日開催の理事会において改正され、同日から施行する。